

千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉県労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおり改正されます。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

業 種		改正額（時間額）	発 効 予 定 日	改正前（時間額）	引上げ額
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	868円	平成28年12月25日	852円	16円
	鉄鋼業	915円	平成28年12月25日	893円	22円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	884円	平成28年12月25日	869円	15円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	887円	平成28年12月25日	872円	15円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測器器具・理化学療用機械器具・医療用品製造業、光学機器器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	869円	平成28年12月25日	854円	15円
	各種商品小売業	848円	平成28年12月25日	832円	16円
	自動車（新車）小売業	880円	平成28年12月25日	865円	15円

(参考)

千葉県最低賃金	改正額（時間額）	発 効 日	改正前（時間額）	引上げ額
	842円	平成28年10月1日	817円	25円